時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百十四號

明治廿四年一月廿九日　木曜日

舊曆庚寅十二月十九日（乙、卯）

（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料共左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○但郵便ニ依リ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰 一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

豫算議事の結末は如何

我輩は前號の紙上に豫算減額の變則と題し議會が昨今の有樣にて豫算の討議に日を移せばとて別に銘案の出づ可しとも思はれず斯くて曠日彌久の其中に閉場の期限に達するか若しくは相談纏まらずして議定せずに終るが如きこともあらば議會の不體裁此上なかる可きが故に政費は漸次に減少す可きものと定め先づ今回は總額の三分乃至四分即ち二三百萬圓を減じて其上の料理は政府の權衡に一任し政府は一先づ今の豫算案を撤回し更に其額を減じたる新案を提出して議會は一議に及ばず之を可決すると云ふ如き一種の變則法を用ゐたらは如何との趣を述べたれども近來議會の實況を見るに其議員は我輩の注文に反して硬派軟派中軟派など種々の名目を附し互に相爭ふ其目的は矢張り一千萬圓より五百萬圓の間にして昨今の處にては中軟派と稱する七百萬圓派の說なども頗る好景氣の模樣ありと云ふ結局何れに決するや知る可らずと雖も決着の處五百萬圓に歸するものとして扨政府の之に對する方針は如何と云ふに我輩の所見を以てすれば政府に男子の決心あるに於ては其同意を得る能はざること明白なりと云はざるを得ず今の憲法に據れば政府が議會の議決に不同意なれば別に解散を命じて更に再議せしむるの手數もなく唯不同意を一言すれば夫迄の事にして政府は爲めに苦しむこともなく議會は之に對して如何ともす可からず誠に簡單の始末なれども一步を進めて考ふれば此簡單の始末は決して簡單ならずして議會の爲めに採り惡例を後に遺すの患なきに非ず例へば其次第を述べんに

第一議會の議決いよいよ政府の同意を得ざるときは議會の議は何れに出づ可きやと云ふに近例に據れば或は憲法の明文に從ひ上奏の手段に及ぶやも知る可らず議會に上奏の權あるは明白なりと雖も抑も上奏の權は通常の場合に濫用すべきものに非ず封建武士の腰間に橫ふ三尺の秋水は殺人の利器に外ならざれども家に在りては父兄長老之れを戒め外に出づれば社會習慣の戒、自から之を制し拔刀の機會は極めて稀にして之を用ゆるは萬一の場合に止まり或は五十年一生の間一回も其機會に遭はざる者のみなりと雖も武士の威光は凛然として毫も損する所なし即ち拔んと欲して拔かざる間に味を存するものにして若しも件の武士が瞬間に持合せの利器あるを利し容易に電光を閃かして途上犬を傷け醉餘人を脅すこともあらば武士の面目は忽ち廢れて復た之を恐るゝ者ある可らず、男兒一生誓て刀を拔かず拔けば必ず人を斬る即ち武士道の本色なりと知る可し上奏の權は猶ほ武士の刀の如し百年にして始めて一用す可しと雖も其之れを用ゆるや必ず效を見ざる可らず今其必效を期せざるに輕々之れを使用するは武士の拔刀を濫用するに異ならずして自から體面を汚すのみならず議會百年の利器を廢棄するものなり後世子孫に對して相濟まざる次第なりと云ふ可し

第二上奏權濫用の弊害は右の如くなれども議會の爲めに謀りて更に大に怖る可きものあり豫算案に對する議會の意見前說の如くなりとすれば到底政府の不同意なるは明白なれども政府が愈々不同意を明言し之を拒絕したる處にて其成行如何と云ふに憲法上政府は議會の議決に同意せざるも別に之を解散するの必要なきが故に議會は矢張り依然たる議會にて今期は之にて閉會して來期に至れば例の如く更に開會す可し開會すれば再び前議を操返して前年の如き議決を爲し政府も亦前年の通りに不同意を明言して更に來々期に至るも又其前例を反覆するのみなるときは議會は有りと雖も實際に無きと同樣にして國會開設の效能はなかる可し西洋立憲國の例にすれば斯る場合には內閣の辭職更迭を致すか然らざれば國會を解散し更に新議員を召集するの習ひにて至て大切の場合なれども我國の憲法は施行早々にして未だ實際の習慣を成すに至らざるが故に萬一にも一方の人々が普通の情を外れたる無理の注文して強いて我意を貫かんとするときは之を處置するの標準は法の文面に據るの外なければ或は斯る一種の奇例を生じ代議政治の實習慣未だ成らざるに早く既に其の效能を抹殺し去るの患なしとも云ふ可らず左りとては朱議の甚しきものにて其責は最初無理の注文を爲したる一方の人々に歸せざるを得ず我輩が議會の爲めに怖るゝ所のものなり

右の如く豫算案の前途に就て其成行の結末を想像すれば議會の爲めに患ふ可きもの怖る可きもの少からず今の議會の人々は獨り議政の責任あるのみならず他年、年を經ふて立憲代議の政風實地の習慣を成し憲法の文面は兎も角も其精神と國情に適用するの場合に至れば今日政を議する人々は即ち之を行ふの責任を負ふの時機もあることなれば今より其邊に注意して此議一先づ熟考あらんことを我輩の希望する所なり

官報

○大藏省訓令第七號　府縣

明治二十三年度以降恩賞賜藏、諸拂戾及缺損補塡金、非職俸給ニ係ル明治二十二年勅令第六十號會計規則第百條第一項第二項ノ場合ニ要スル官吏ヘ仕拂命令被任者ニ於テ之ヲ命スルコトヲ得

明治廿四年一月廿八日　大藏大臣伯爵松方正義

大藏省訓令第七號參照

勅令第六十號會計規則（明治二十二年五月一日官報）抄錄

第百條　出納官吏死亡其他ノ事故ニ由リ自身ニ計算書ヲ調製スル能ハサルトキハ各省大臣特ニ命シタル官吏ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

出納官吏在勤期內ニ計算書ヲ提出セサルトキハ各省大臣ハ他ノ官吏ニ命シテ之ヲ調製セシムヘシ

○宮內省告示第六號

本月三十日

孝明天皇御例祭ニ付當日除喪仰出サル

明治廿四年一月廿八日　宮內大臣子爵土方久元

○政府紙幣及銀行紙幣流通高　大藏省の調査に係る二十三年十二月三十一日より二十四年一月一日へ越す政府紙幣及銀行紙幣流通高は五千九百八萬三千四百三十五圓十錢にして前月に比し政府紙幣に於て九十九萬九千七百六十三圓三十錢、銀行紙幣に於て四百六十三圓を減ぜり其細別左の如し

種類	金額
政府紙幣　一圓以上	二五、二〇七、四五九、〇〇〇円
同　上　五十錢以下	八、〇六五、二五五、六〇〇
小計	三三、二七二、七一四、六〇〇
銀行紙幣	二五、八一〇、七二〇、五〇〇
總計	五九、〇八三、四三五、一〇〇
前月流通高と比較減	一、〇〇〇、二二六、三〇〇
內譯　政府紙幣	九九九、七六三、三〇〇
銀行紙幣	四六三、〇〇〇

雜報

○パーネル氏の運動、反對派の勝利（一昨日の續）　パーネル氏は愛蘭北キルケニーの選擧にパーネル派の候補者スキュレー氏をして當撰せしめんと欲し自ら選擧區に出張して熱心に反對派を攻擊したれ共其効なく反對派の爲に破ぶられしかばキルケニー市より首府ダブリンに歸り客月二十四日或人に語りて云へる樣余は先に我黨の使命を帶て米國に赴きたるオーブライエン氏の成功を祝賀せんが爲め當府より佛京巴里に赴き同氏に面會すべし余は余の地位を一步も退く能はずと而してパーネル反對派の領袖マッカーシー氏は同日佛國のブーロン港にて新聞通信者に語りて曰く余が此地に來りしは愛蘭の近事を委しくオーブライエン氏に語らんが爲めなり蓋しキルケニーの選擧後パーネル氏が爲したる宣言を考察すれば兩派の調和を計らんとするも無効なるべし現にパ氏はキルケニー選擧の結果を承認せざるのみか首領の位地を退くを背んぜざるが故に兩派調和の談判を始むる事さへも出來難からん自治黨は決してパ氏の依然首領たるを承諾せざるべしパーネル派中には單に英雄崇拜の感情を以てパ氏に服從する者あるが故に是等の人々はオーブライエン氏の決心を表明する時に當て之に同意するならんと又パーネル氏は十二月廿五日愛蘭ダブリン府を出立する前に語りて曰く余はキルケニーの補欠選擧に反對派と勝敗を決せんとせしも時委細の事情を聞知して我派の勝利の殆んど望なき事を知り決して我派の勝利を期待せざりし彼の僧侶が選擧人に向て不正當の干渉を爲すは余の最初より夢にだも想はざりし事にて抑も僧侶が[illegible]上の刑罰を以て人民を脅かすは[illegible]と云ふを得べき は實に重大事件にして選擧人の自由に對する干渉は決して許す可らず然かのみならず暴力を用ひて選擧人を害したる證跡もあり僧侶が干渉を爲さゞる地方に於て我派が投票の十分の九を占めたるは愉快なる事實と云

ふべし我派の候
者なれども君た
を困難の位地に
るは遠きに非ず
ネル氏が巴里に
は先日ギル氏と
國のブーロン港
ーシー氏サリヴ
ヱン氏は新聞通
公言することを
てパーネル氏と
面談の筈ありし
日更に記載すべ

○萬國博覽會の
會事務所は、彌
日本政府への通
達するならんと
るガワード氏が
するの出品こそ
し其中には富士
各地の都邑位置
風俗より教育の
畫を以てせば自
みならず僞は日
云々なりしと云

○新潟市長に對
に於て市長小倉
上更に相當の市
りしが贊成者多
定せり左れども
ろ相互の德義上
しとて議員の中
以て市長を訪ひ
すべしとの返答
職しがたき旨を
に二名の委員を
れども市長は之
員に報告したる
に思ふ者ありて
が此頃に至り市

心ありと云ふに
り其他病院設立
事に付ては傳染
人にして一個人
以て一病院を設
せんと申込みた
ものあり他の諸
會よりも續々申
ありと云ふ我に
ぐる[illegible]は即ち治
の樣を示せしも
にして原因には
外諸方より參集
し醫師の診手術
研究する趣など
も苦きあれど共
は當きて只だ要
のみを揭げば